

VI
495

政令第

号

学徒厚生審議会令

61-2
521

天野
474

24.6.24  
内務省資料

内閣は、文部省設置法（昭和二十四年法律第二百四十六号）第二十四條第二項の規定に基き、この政令を制定する。

（所掌事務）

第一條 学徒厚生審議会（以下「審議会」という。）は、文部大臣の諮問に應じ、左に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認める事項を文部大臣に建議する。

- 一 奨学及び奨学生制度に関する事項
- 二 学徒の厚生接觸に関する事項
- 三 学徒の就職対策に関する事項
- 四 その他学徒の生活に関する事項

（組織）

第二條 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委

員を置くことができる。

第三條 委員及び臨時委員は、学識経験のある者及び関係各廳の職員のうちから、文部大臣が任命する。

第四條 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。

2 臨時委員は、特別の事項の調査審議が終つたときは、退任するものとする。

3 委員及び臨時委員は、非常勤とする。  
第五條 委員により副会長として互選された者は、審議会の会務を總理する。

2 委員により副会長として互選された者は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部会）

第六條 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2

部会に属するべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3

各部会に属する委員により部会長として互選された者は、各部会の

会務を掌理する。

4

審議会は、その定めるところによる。部会の賛決又は二以上の部会の合同の賛決をもつて、審議会の賛決とすることができます。

#### (職事)

第七條 審議会は、委員及び職事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、職事を開き、賛決することができない。

2 職事の職事は、出席した委員及び職事に關係のある臨時委員の過半数をもつて決し可否同様のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の職事及び二以上の部会の合同の職事に準用する。この場合において、二以上の部会の合同の職事を整理する会長には、審議会の定めるところにより、その部会の部会長のうちの一人が当るものとする。

#### (庶務)

第八條 審議会の庶務は、文部省大学学務局において掌理する。

#### (雜則)

第九條 この政令に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

#### 附 錄

この政令は、公布の日から施行する。